

2023 年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要	国の対応方針等
<p>補助金申請等に係る都道府県への事務委任の廃止</p>	<p>主に国指定・登録の文化財に係る修繕、普及啓発、後継者育成等に関する国補助金（5種類）について、国から都道府県に対する交付申請受理や交付決定通知等の事務委任を廃止する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、交付件数が年間 70 件超であり、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業が非常に多く、文化庁への提出までの期間も短いため、県における書類確認業務及び書類作成業務が短期間で膨大なものとなっている。 ・また、県での書類確認期間を少しでも確保するため、書類を取りまとめる市町村への提出期限を短くせざるを得ず、市町村及び補助事業者の負担となっている。 ・なお、内容の審査は文化庁において文化財調査官が全国的な視点のもと行っており、都道府県における確認作業は、形式的な書類チェックである。 </div>	<p>都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県への委任事項の縮減や申請様式の簡素化、申請手続が類似する補助金の手引の一元化など必要な方策を検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔文部科学省（文化庁）〕</p>
<p>補助金及び支援事業の申請等に係る都道府県経由事務の廃止</p>	<p>地域の文化財や伝統行事等に係る修繕、普及啓発、後継者育成等に関する国補助金（2種類）及び個人等が実施する伝統文化振興の取組（将棋、琴教室等）への国の支援事業（1種類）において、文化庁からの依頼により都道府県が実施している事業者等からの交付申請の取りまとめや内容確認の事務を廃止する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度の交付件数は約 240 件と多数であり、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出期限も短いため、県の書類確認業務が短期間で膨大なものとなっている。 ・さらに、県における書類確認期間を少しでも確保するため、市町村を始めとする県内事業者に対する書類提出期限を短くせざるを得ず、県内事業者の負担になっている。 ・また、都道府県における確認作業は形式的な書類チェックであり、内容については全て、国において全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っている。 ・なお、当該補助金の交付決定は国から事業者へ直接行われ（通知文のみ都道府県経由）、事業者が行う変更交付申請、実績報告等に関しては、県を介さず直接文化庁等に書類が提出されている。 </div>	<p>都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔文部科学省（文化庁）〕</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
<p>地域公共交通確保維持事業費補助金における補助系統の地域公共交通計画への位置付けを不要とする場合の明確化</p>	<p>地域公共交通確保維持事業費補助金の補助要件である補助系統と地域公共交通計画との連動化に関して、補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合であっても、補助対象として認められる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持事業費補助金については、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）がされた。 複数市町村に跨る運行系統について、補助を受ける場合は、原則都道府県又は当該系統が跨る全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付ける必要がある。ただし、例外として合理的な理由がある場合には位置付けを要しない。 その例外について解説パンフレット内で、いくつか示されているが、適用について都道府県や市町村が事前に明確に判断できるものではない。 そのため、自らが多額の経費と労力を費やして地域公共交通計画に位置付けたとしても他の沿線市町村が計画に位置付けていない場合、最終的に補助事業として認められるか見通しが立たず、市町村が地域公共交通計画への位置付けを躊躇し、補助対象から外れた路線が廃止されるといった事態を招くおそれがある。 	<p>補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画に位置付けていない場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例について、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」において具体的に明記し、令和6年中に地方公共団体に周知する。</p> <p style="text-align: right;">〔国土交通省〕</p>
<p>地方スポーツ推進計画の策定及び同計画の進捗管理における負担軽減</p>	<p>地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条において「スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっているものの、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を促すことを求めるなど、地方公共団体に対して積極的な対応を求めているところである。 計画の作成にあたっては、法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して作成していることから、本県においては「週1回のスポーツ実施率」（成人・障害者）をスポーツ基本計画と同様の数値目標として位置付けている。 こうした数値目標の設定や進捗管理に当たり、国は全国を対象としたアンケート調査を毎年実施し、数値目標等の状況を確認しているが、その結果を都道府県ごとに公表していないため、同内容のアンケート調査を団体ごとに実施する必要があり、調査実施に係る負担が大きい。 	<p>地方公共団体が行う策定に係る調査の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査における調査項目の見直し等について検討し、その結果に基づいて令和6年度調査において必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔文部科学省（スポーツ庁）〕</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
<p>補助金における仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化</p>	<p>地域自殺対策強化交付金について、仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）については、補助事業完了後に間接補助事業者から消費税及び地方消費税仕入控除税額を都道府県に報告・返還すること及び都道府県はその報告を受けて厚生労働省に報告・返還することが交付要綱上規定されている。 ・当該事務の実施は、事業翌年度以降とならざるを得ず、その上、事業自体は前年度に終了していることから、当該事務に対して地方自治体が事務費を支出することに積極的な理由がない。 ・さらに、計算及び会計事務が複雑であり、補助額に対して少額を返還するために、都道府県や間接補助事業者が行う事務作業の負担が非常に大きい。また、標記の事業については、返還額が 0 円の場合であっても報告を求めていることから、民間事業者への補助金交付を行っていない市町村など、消費税の課税対象ではないため交付申請時点で返還が発生し得ないことがわかっている間接補助事業者などに対しても報告を求める必要がある。 ・一方で、他府省補助金においては、間接補助事業者の仕入控除税額報告・返還を省略できる取扱いで実施している事業もある。 	<p>地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、仕入控除税額報告及び返還における事務手続の簡素化について検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>
<p>養護教諭配置基準の見直し</p>	<p>義務標準法及び高校標準法により定められている養護教諭の配置基準を見直すとともに、適時適切な養護教諭の配置が可能となるよう適切な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務標準法及び高校標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い複雑化・多様化するとともに業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。 ・特に、配置基準で複数配置が可能となる児童生徒数未満だが基準に近い学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。 	<p>〔提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 （内閣府と関係府省庁との間で調整なし）〕</p>